

教育相談の視点を取り入れた不登校への対応の在り方

教員への意識調査を通して

梶田晋作

(大竹市立大竹小学校)

問題

現在、学校における生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっている。基本的な生活習慣にかかわる日常の生徒指導上の問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況が見られる。これらの背景・要因としては、家庭、学校、地域などを含めた社会全体の変化と子どもや大人の意識や行動の変化などを挙げることができる。高度情報化や都市化、少子化といった急激な社会変化のなか、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では子ども達の健全育成に十分に対応できなくなっている状況も起こっている。こうしたなか、生徒指導・教育相談においては、時代の変化と新たな社会環境のなかに生きる子どもたちの育ちを踏まえ、現状に即した新しい捉え方と実践が必要になっている。

生徒指導上の諸問題のなかでも、不登校への対応は、不登校児童生徒数が多い点や「どの子どもにも起こりうる」ということ、解決の難しさから学校教育上の重要な課題となっている。文部科学省（2009年）「生徒指導資料第1集改訂版」によると、平成19年度の国公私立小・中学校における不登校児童生徒数は、129,255人となり、平成3年度の66,817人と比べると、ほぼ2倍に増加している。また、全児童生徒数に占める割合は、小学校で0.34%、中学校で2.91%、全体で1.20%となっており、中学生の割合は過去最高となっていた。小学生298人に1人、中学生34人に1人の割合で不登校になっている。平成20年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状報告（速報）によると、不登校児童生徒の割合は、小学校では減少の傾向にあるが、中学校では横ばいの傾向が見られた（表1）。また、全国と比較すると広島県の割合は小学校、中学校ともわずかに高い状況が続いている。

表1 不登校児童生徒の割合

	不登校児童生徒の割合 (%)			
	広島県		全国	
	小学校	中学校	小学校	中学校
H16年度	0.43	3.12	0.32	2.73
H17年度	0.44	2.98	0.32	2.75
H18年度	0.45	3.01	0.33	2.86
H19年度	0.44	3.01	0.34	2.91
H20年度	0.37	3.03	0.32	2.89

不登校への対応は、義務教育の制度の下、児童生徒が将来の自立に向けて基礎的・基本的な学習内容や社会性などを身につける上で、早急に対応しなければならない状況になっている。しかし、不登校や不登校傾向にある児童生徒の要因や背景は様々であり、児童生徒一人一人の状況に応じた対応が求められている。

この対応として、学校が取組まなけれ

ばならないのが教育相談の充実である。教育相談は、生徒指導の基盤となる取組みとして認識されている。その機能が十分に果たされれば、不登校への対応にも大いに役立つものである。また、学校の教育相談体制を充実させ、全教職員が教育相談の機能を生かした取組みを展開することは、不登校を生じさせない、児童生徒にとって魅力ある学校づくりにもつながると考え、本主題を設定した。

所属校では、教育課題の一つである不登校対策の課題解決に向けて、生徒指導主事を中心にしたチーム支援体制で取組みを進めている。その中で、不登校や不登校傾向児童の背景には様々な要因があり、児童への支援には一人一人の状況に応じた個への対応が求められていることが明らかになってきた。個への対応には、教育相談が大きな役割を担っているといえる。しかし、所属校では、教育相談が生徒指導の基盤となる取組みとして認識されているが、まだ十分にその機能を果たしていない実態がある。

そこで本研究では、教員への意識調査を行い教育相談や不登校支援に関する課題を明らかにしたい。そして、今後学校現場において取組み可能な具体策を提言することを目的とする。また、個に応じたきめ細かい取組みや教育相談活動の拠点となる「教育相談室」の在り方についても考えていきたい。

方法

(1) 調査の対象と実施時期

平成 21 年 12 月に、所属校の教員（管理職・教諭・養護教諭）29 名を対象に質問紙調査を実施した。また、被験者数の確保と比較検討のため近隣市の不登校対策実践指定校 2 校 42 名の教員にも協力を依頼して、同時期に同調査を実施した。

(2) 調査内容

<フェイス項目>

- ・性別、教員経験年数

<質問項目>

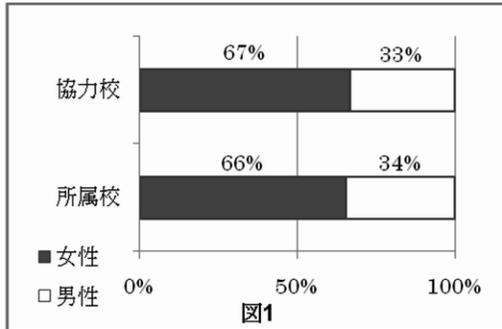
- | | |
|---|-----------------------|
| 質問① 教育相談と考えているもの | 質問② カウンセリングに関する体験 |
| 質問③ 勤務校以外での教育相談研修経験 | 質問④ 教育相談の理論や対応についての知識 |
| 質問⑤ 教育相談体制を充実させる方法 | 質問⑥ 教育相談室の利用頻度・利用場面 |
| 質問⑦ 必要と感じる教育相談室の利用法 | 質問⑧ 教育相談室運営・活用上の不安点 |
| 質問⑨ 別室登校の児童への必要な支援 | 質問⑩ 別室登校児童が学校で過ごす場所 |
| 質問⑪ 不登校支援にかかわった経験、不登校支援で成果のあった取組み
不登校支援で難しさを感じる点、不登校支援に難しさを感じる要因 | |
| 質問⑫ 不登校支援にかかわり研修したいこと | |

結果

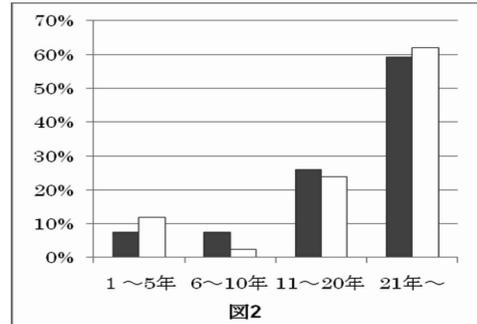
所属校及び協力校2校の被験者数は71名であった。ここでは、所属校の調査結果をもとに協力校2校との比較や3校全体の傾向を示した。なお、図は全回答に対する割合(%)で表している。濃い部分が所属校、白色部分が協力校2校の値を示している。

○ フェイス項目

(1) 性別



(2) 教員経験年数

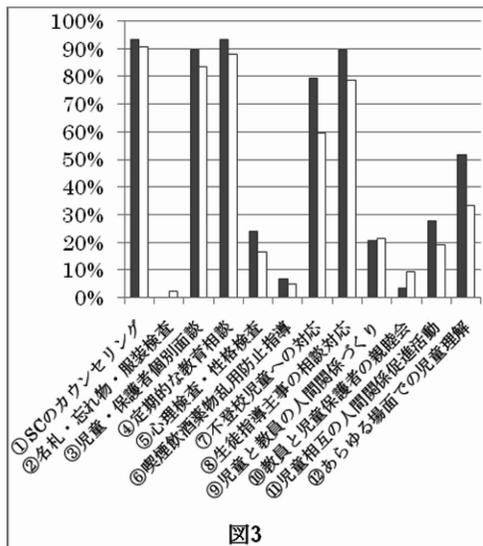


所属校(女性66%、男性34%)、協力校(女性67%、男性33%)ともにほぼ同じ比率で教員が構成されていた(図1)。

経験年数を3校全体で見ると、11～20年の中堅教員が約25%、21年以上のベテラン教員が約61%であり、全体の約86%を中堅・ベテラン教員が占めるという構成であった(図2)。10年以下の若手教員は14%と少なかった。特に協力校2校では、6～10年の教員が1名という状況であった。

○ 質問項目

質問① 「教育相談」と考えているもの



所属校では①「SCが行うカウンセリング」、③「教員が児童や保護者で行う個別面談」、④「定期的な教育相談」、⑧「生徒指導主事が悩みを持つ児童に対応すること」、の4つが90%以上の高い認識を得ていた。これらに共通するのは、教員が児童や保護者と直接に話をするという点である。

他には、⑦「担任が不登校児童に対応すること」(79%)、⑫「全ての教職員で全ての児童にあらゆる場面で行う児童理解」(52%)が比較的高い認識であった。協力校でも同じ傾向が見られた。

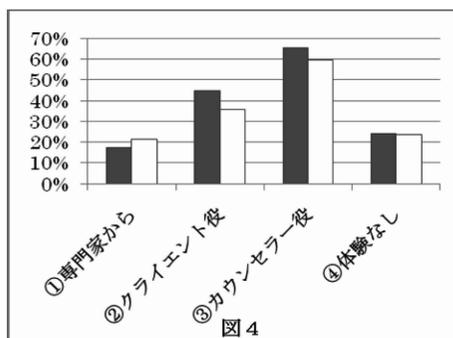
一方、教員が個別に児童に直接面談するものではない取組み(⑤心理検査や性格検査、⑩児童相互の人間関係を促進する諸活動)は、教育相談ととらえて

いる教員が少なかった。

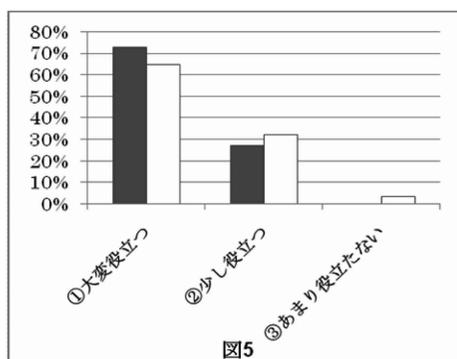
また、⑥「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導」、⑩「教員と児童・保護者で行う親睦会」への回答も少し見られた。学校での教育相談が学級活動、生徒指導やレクリエーションと混同されやすいことが分かった（図3）。

質問②-1 カウンセリングに関する体験

所属校の教員はクライアント役とカウンセラー役の体験が協力校よりも多かった。また、カウンセラー役を半数以上の教員が経験していることが分かった。しかし、クライアント側の体験をした教員は半数に満たない（45%）ことが分かった。これは研修等の中で、カウンセリング技法を使ったロールプレイをしているが、十分に時間がないため両者の体験ができなかったことが推察される。一方、カウンセリング体験がない教員も24%いることから、カウンセリングの体験が少ない教員でも、児童や保護者と教育相談を行っていかなければならない実態がうかがわれる（図4）。



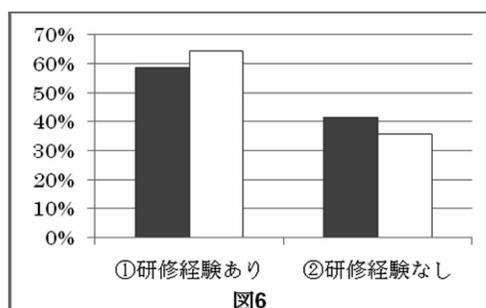
質問②-2 体験して感じたこと・思ったこと



前項の質問から、実際にカウンセリングをしっかりと受けた体験が多くないといえるなかで、教員の95%以上がカウンセリングの技法が教育活動に役立つと回答していた。少ない体験のなかでも、カウンセリングの技法を取り入れることが役立つと感じていることが分かった（図5）。しかし、逆に少ない体験の中でカウンセリング技法の良さをどの程度分かっていたのか、あるいはどのような点で役立つと思ったのかについては、今後明らかにしていく必要がある。

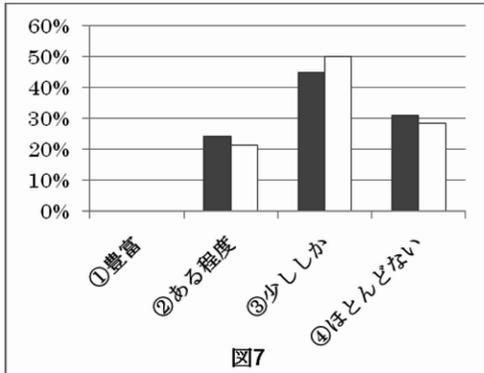
質問③ 勤務校以外での教育相談研修経験

所属校・協力校とも約60%の教員に「教育相談」に関する研修の経験があった。多岐にわたる研修内容があるなかで、半数以上の教員が校外での研修経験があることから、教育活動における「教育相談」への関心の高さがうかがわれる。



しかし、この質問では経験した時期や回数について把握することができていない。また、約40%の教員に研修の経験がないということからも、勤務校以外での研修体験は決して多いとはいえない(図6)。

質問④ 教育相談の理論や対応についての知識



所属校では、①「知識を豊富にもっている」という回答が0名であった。②「知識をある程度もっている」が24%、③「知識を少ししかもっていない」、「知識をほとんどもっていない」が76%という結果であった。協力校でも同じ傾向が見られた。質問③では6割を超える教員が校外での研修経験があるにもかかわらず、理論や実際の対応についての知識が身に付いていない実態が明らかになった。この理由として2つのことが考えられる。

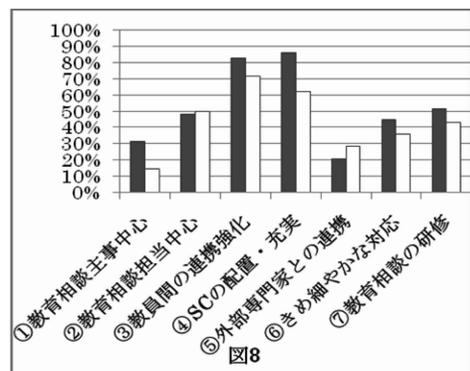
1つ目は、受けた研修の時間や回数が少ないことである。そのため研修内容が深まらなかったり、研修後に月日が経ちすぎて忘れてしまったりすることなどが考えられる。2つ目は、日頃の教育活動に教育相談の取組みが意識されていないことである。このため、研修以外の場面で聞いたり学んだりする機会が少なかったのではないかと推察される。校内に教育相談について豊富に知識を持つ教員がいないという実態から、校内での教育相談活動が積極的に行いにくい状況が予想される(図7)。

質問⑤ 教育相談体制を充実させる方法

校内の教育相談体制を充実させるために実現可能な取組みとして、三校全体では③「学校内が一体となって取り組むことができるよう、教員間の連携を強める。そのことにより、教育相談によって得られた情報等を教員間で共有する」が高い割合で挙げられていた。この結果から教員は校内での連携を強化できる体制をさらに深めていく必要性を感じていることが分かった。そのためには、

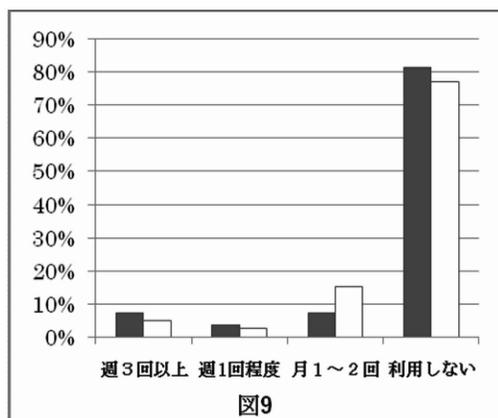
①「教育相談主事や教育相談部の設置」も考えられるが、実現可能という視点から回答数は少なかった。②「教育相談担当のような教育相談を中心となって進める者を置く」は約50%の回答があった。

また、所属校・協力校とも、④「SCの配置又は充実を図る」が多く見られた。文部科学省の教育相談等に関するアンケート(2007年)によると、SCは児童や保護者が気軽に悩みを打ち明ける存在として必要な存在になっており、教員とは異なる観点を持つ外部の専門家という位置づ



けで、効果があるとされている。所属校では、児童や保護者からの相談希望が多くもう少し時間的な配分を増やしてほしいとの要望もある。また、教員とのコンサルテーションの時間確保などの課題もあり、④への回答が多かったと考えられる（図8）。

質問 ⑥-1 教育相談室の利用頻度



約8割の教員が教育相談室の利用をほとんどしていないことが分かった（図9）。なお、聞き取りから所属校、協力校ともに現在継続的に別室登校をしている児童はいないとのことであった。

質問⑥-2 教育相談室を使った場面（自由記述）

記述された内容を見てみると、重複するところもあるが大きく4つに分類できた。

<問題が起こった時の解決>

- ・問題が起きた時や相談を受けた時に児童から詳しく話を聞いたり、指導したりした。
- ・問題が生じた時の指導、児童同士のトラブルの解決のための話し合い。
- ・トラブル等が発生した時、該当児童とじっくり話し合いたい時に。生徒指導。
- ・問題行動を起こした児童への対応。問題が起きた時、個別面談をするときに使った。

<クールダウン>

- ・何か問題等があった時、児童が話を聞いてもらい落ち着ける場所として。
- ・（教室や保健室では他の子がいるため）心配な状態にある子の話を聴くための落ち着ける場（クールダウン）として利用した。
- ・教室に入りにくい児童と話をしたり、気持ちを落ち着かせたりした。

<個別指導>

- ・児童の個別指導（生活・学習）の場で利用した。
- ・教室に入れない児童との話し合い及び学習室として利用した。
- ・生徒指導の諸問題や友だち関係で悩む児童等へ個別に対応する際に活用した。

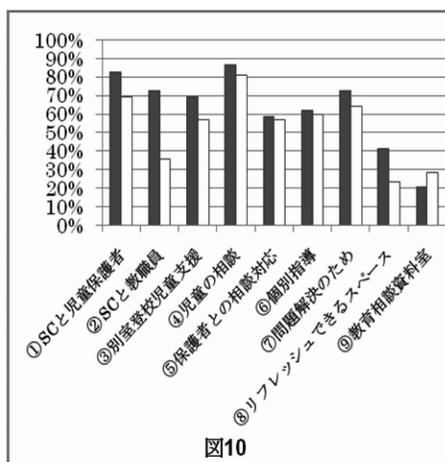
<教育相談>

- ・子ども、保護者等の相談。
- ・児童の話を聞くなどの相談に対応。
- ・落ち着いて話をする場として役立っている。

- ・ 児童理解を図る。
- ・ 就学についての相談（対保護者）。
- ・ 悩みをかかえている児童への対応。
- ・ 児童との面談。
- ・ 保護者との面談。
- ・ 児童の悩みを把握する。聞き取り。

教育相談室の利用頻度は少なかったが、利用した場面の内容は幅広いものであった。使い方のきまりや活用方法について校内で確認をしておく必要性を感じさせる。

質問⑦ 必要と感じる教育相談室の利用法

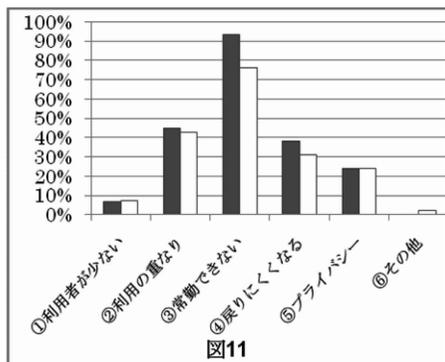


所属校において多かったのは、①「SCが児童・保護者と対応する部屋」、②「SCが教職員と対応する部屋」、④「児童が相談や悩み事がある時に話を聞いてもらえる部屋」、⑦「けんかやトラブルが起きた時に解決のための話をする部屋」の3項目で70%を超えていた。

②は、所属校では72%と高かったが、協力校では36%と低い結果であった。その理由として所属校では、SCの配置時間の中で、児童や保護者との面談に時間を優先的に使うため、SCと教職員の時間があまりとれていないことが考えられる。その他では、③「別室登校児童への支援ができ、安心して過ごせる部屋」、⑤

「教員が保護者と対応できる部屋」、⑥「児童の学習状況や心身の様子から、別室での個別指導ができる部屋」が半数を超えていた。⑧⑨への回答もあり、教育相談室には幅広い利用法が求められていることが分かった（図10）。

質問⑧ 教育相談室運営活用上の不安点



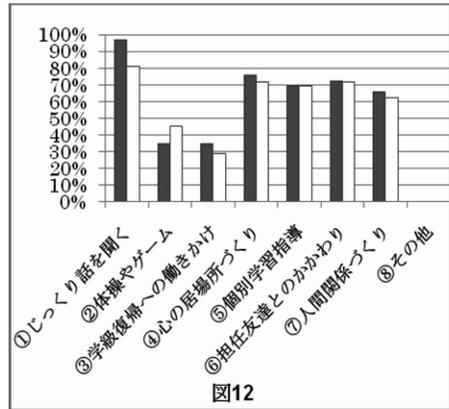
心配や不安に思うこととして多かったのは、③「対応できる教職員が常時いないこと」であった。次に②「利用が重なってしまい使用できないこと」、④「児童が教室へ戻りにくくなってしまふこと」が続いていた（図11）。③については、常勤できる教職員を配置することは現実的に難しいことである。常勤できる教職員がいないなかで、どのように運営活用していくかを考えていく必要がある。②③については、校内で利用の仕方やルール、配慮事項を明確にしておくことが必

要となってくる。⑤については、使用する教員の意識を高めるとともに、部屋の位置や構造を考えていくことでプライバシーへの配慮が高まると考えられる。

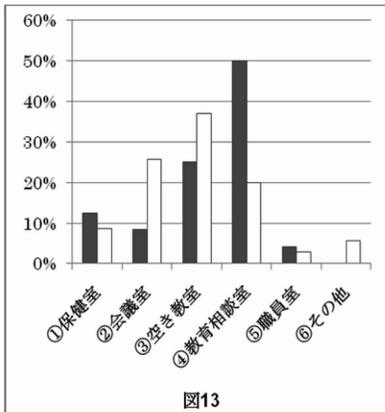
質問 ⑨ 別室登校の児童への必要な支援

①「SCや教員がじっくり話を聞くこと」、④「心の居場所となる別室環境づくり」、⑤「個別学習指導」、⑥「担任や友達とのかかわりを持たせること」、⑦「人間関係づくりスキルトレーニング」の5項目に60%以上の回答があった(図12)。

上記の教員が必要と考えた支援は、幅広い内容であった。これらを行うことができる校内体制を考えていく必要がある。また、教員側からの考えだけでなく、別室登校児童の要望にも応えられるようにしていく必要もある。

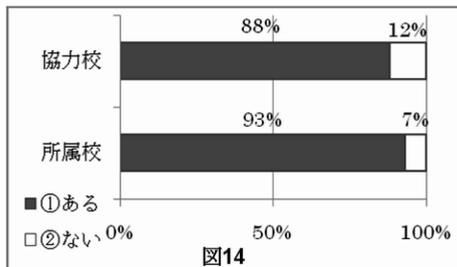


質問 ⑩ 別室登校児童が学校で過ごす場所



所属校では、④「教育相談室」が多かった。しかし、協力校では③「空き教室」が多かった(図13)。この結果は、各学校の施設面や現在やこれまでの使われ方が関係していると考えられる。しかし、どの部屋にも長所短所があり、今後はその部屋(教室)かということ以上に、環境整備を整えて児童が落ち着いて過ごしやすく、支援を受けやすい場所を考えていく必要がある。このことは、⑥その他の記述にも挙げられていた。「空き教室をそのように変える」、「空き教室の環境整備をして落ち着く環境にすると良い」、「本人が選べたら良いと思う。ただ、人がいることが大切と思う」という意見があった。「特別支援学級」、「言語治療教室」という意見もあり、不登校が発達障害とかかわっている場合もあり、そのようなケースも考えていく必要がある。

質問 ⑪-1 不登校支援にかかわった経験



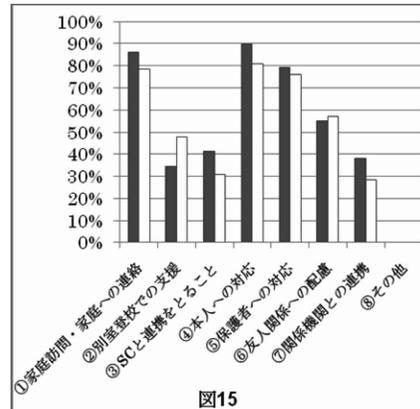
所属校 93%、協力校 2校 88%といずれも不登校支援にかかわった経験の比率は高かった。3校ともに不登校対策が学校の教育課題であり、不登校対策実践指定校にもなっていることも関係がある。

質問 ⑪-2 不登校支援で成果のあった取組み

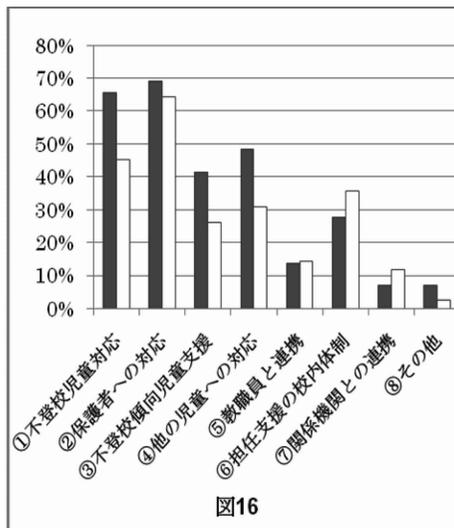
成果があった取組みとして、④「本人への対応（迎えに行く・生活改善・話を聞く等）」、①「家庭訪問や家庭への連絡」、⑤「保護者への対応（相談・生活改善・助言等）」の3つが多かった（図15）。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」でも再登校に特に効果のあった措置として「登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」、「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」が上位に挙げ

られていた。同じ傾向が見られたことから、不登校児童への有効な取組みが明らかになっていることが分かった。しかし、これらの働きかけは個々の状況を的確に把握し、適切な「見立て」に基づく必要がある。また、①④⑤から教員が欠席している児童に対して常に何らかのかかわりを持ち続けることが大切であると考えられる。



質問 ⑪-3 不登校支援で難しさを感じる点



①「不登校児童への対応」と②「不登校児童・不登校傾向にある児童の保護者への対応」の割合が高いことから、児童・保護者への対応に難しさを感じている教員が多いことが分かった。また、所属校・協力校とも不登校児童よりも保護者への対応の方に難しさを感じている教員が多かった。このことから、家庭との連携の重要性が分かる。所属校では、協力校に比べて③「学校内での不登校傾向にある児童への支援」、④「他の児童への対応」への回答が多かった（図16）。

⑧「その他」の自由記述には、「小中連携（小学校で登校できるようになっても中学校では不登校になっている様で）」、「他の保護者の理解」や「電話をかけたリ家へ迎えに行ったりしている間、授業が止まっている。（担任不在なので）」というものがあつた。

質問 ⑪-4 不登校支援に難しさを感じる要因

複数回答ということもあり、教員一人一人の感じている要因には個人差があることが分かった。その中でも、⑨「不登校支援のための時間が十分にとれない」、③「解決のためにはもう少し長い時間が必要だから」、④「児童の心・内面の問題だから」の3項目の数が多かった。多忙な教員は不登

校支援に十分な時間をかけることができないこと、不登校支援は児童の心・内面の問題とも関わっており、少し長い時間が必要と感じていることが分かった。①「自分の力量が不十分だから」には約1/3の回答がみられ不登校への対応について継続的な研修を行う必要性が感じられる（図17）。

⑩「その他」の自由記述の内容は、大きく2つに分けることができた。

<家庭にかかわること>

- ・保護者の理解と協力が得られないことが多い。
- ・家庭内で、意識の差があり一致した取組みがとれない。
- ・初期の段階では保護者が要因さがしをする（仕方ないが）そこでの対応が大切だと思う。
- ・学校側（自分）の考え方と保護者の考え方にズレがある。保護者が子どもを学校へと押し出す力が弱くなっているように感じる。

<学校にかかわること>

- ・不登校支援のための時間の保障。
- ・不登校の要因がつかみにくく対応が難しい。
- ・不登校に対するとらえ方や児童の理解の仕方、指導のあり方などの校内研修が必要。
- ・担任の取組みや生徒指導主事の取組みのケース会議が定期的に必要な。

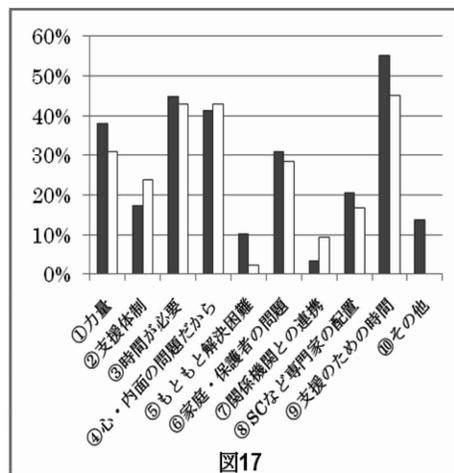


図17

質問⑫ 不登校支援にかかわり研修したいこと

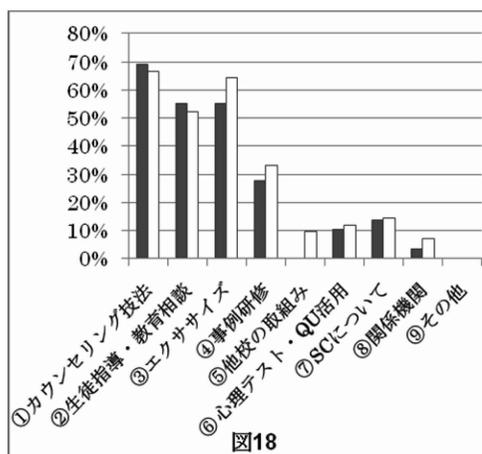


図18

所属校、協力校とともに、①「カウンセリングの技法など」、②「生徒指導・教育相談について」、③「望ましい自己表現、対人関係、集団作りを促進させるエクササイズ」の3項目が50%以上であった。教員は実際の教育活動で児童のために実践できる具体的な知識・技術の必要性を感じていることが分かった。

考察

(1) 「教育相談」研修の充実

質問紙調査の質問①の回答から、「教育相談」についてのとらえ方に個人差がみられた。また、質問④の回答から、教育相談の理論や実際の対応について「知識を豊富にもっている」と回答した教員がみられなかった。中規模の小学校3校で71名の教員のなかで専門性を持つ者がいないという現状が明らかになった。「知識をある程度もっている」の回答も約2割であったことから、3校の学校現場において教育相談を積極的に推進していくには難しい状況がうかがわれた。これは早急に対応していかなくてはならない問題である。そのためには、まず「教育相談」について改めて正しく認識しておく必要がある。特に「生徒指導」と「教育相談」の位置づけや、「学校カウンセリング」と「教育相談」の区別や「学校教育相談」などの語句の使われ方を明確にしておきたい。

また、質問②からカウンセリングの技法が教育活動に役立つと感じていながらも、実際に自分が体験している教員が半数にも満たない実態から、体験を重視した研修の必要性があると思われる。これは、カウンセリング技法や望ましい自己表現、対人関係・集団づくりのエクササイズといった具体的方策の研修が必要と考える教員が多かった質問⑩にも表れていた。

今後は、「教育相談」の知識や理論を学んだ上で、その具体的な手法や技術について実際に体験することを重視した研修を進めていくことが大切である。

(2) 校内体制の充実

教育相談が学校の中で機能していくためには、校内の体制づくりが欠かせない。質問⑤では、実現が可能な取組みとして「学校内が一体となって取り組むことができるよう、教員間の連携を強める。そのことにより、教育相談によって得られた情報等を教員間で共有する」が最も多かった。「連携を強め情報の共有化を図る」ためには、組織（校務分掌）のなかに教育相談が位置付けられていることが必要である。

2番目に多かったのが「SCの配置又は充実を図る」であった。SCの活動が活かされるためには、校内に児童や保護者とSCをつなぐ調整役と校内の実態を把握し研修やケース会議、コンサルテーションをコーディネートする係が必要である。これらのためには、3番目に多かった「教育相談担当のような教育相談を中心になって進める者を置く」方法が考えられる。児童や保護者の実態や教育相談にかかわるニーズを踏まえて、きめ細かくスピーディーに対応できる係や担当者が必要である。

また、施設面での充実も考えていかなくてはならない。質問⑥から約8割の教員が相談室をほとんど利用していないことが分かった。その理由については明らかにできなかったが、部屋を使いやすく整備したり、指導や支援に必要な備品をそろえたりするなどの工夫が必要であると思われる。実際に「リフレッシュルーム・学習支援室」として整備をして活用をしている近隣校では、3ヶ月間で80回（リフレッシュ46回、学習12回、相談22回）の使用状況があり、参考にするべき取組みである。

質問⑦から、教育相談室にはたくさんの利用法が求められていることが分かった。これらの全て

を1つの教育相談室で行うことは無理である。各学校の実態に合わせて、必要な部屋を創造していくことが必要である。その際には、使用目的による場所の配置や部屋の広さなどを考慮することが大切である。また、部屋を使うこと予想される児童や保護者が安心して心の開ける空間になるように環境を整える必要がある。児童の健やかな成長を願い、居心地のよい学校づくり、開かれた学校づくりの視点での整備と活用も大切である。必要な児童や保護者のためにいつでも準備ができていて、迅速に対応できる姿勢こそ教育相談のベースとして必要である。

(3) 不登校への対応と教育相談

質問⑩-2で、不登校支援で成果のあった取組みとして、「本人への対応」や「家庭訪問や家庭への連絡」、「保護者への対応」が多く挙げられていた。しかし、質問⑩-3では、「不登校児童への対応」や「保護者への対応」に難しさを感じている教員が多かった。さらに質問⑩-4では、その難しさの要因として、「解決のためにはもう少し長い時間が必要だから」や「児童の心・内面の問題だから」という不登校の特性も挙げられていたが、「支援のための時間が十分にとれないこと」や「自分の力量が不十分だから」という教員側の問題への回答も挙げられていた。これらの結果から考えると、不登校支援に「児童や保護者への対応」が大事であると考えて取り組んでいるものの、継続や長期化しやすく簡単には解決しない不登校の難しさを感じ、時間が十分にとれないことや自分の力量が不十分であることに要因を感じている教員の現状が想像される。このために、「児童や保護者への対応」に難しさを感じている教員が多かったと推察される。

不登校支援を行うために、まず不登校児童や保護者との人間関係を築いていくことが大切である。そのためには、教員が児童や保護者を安心させたり信頼させたりする対応が必要となってくる。この対応には、カウンセリングマインドの姿勢で聞いて助言をするという教育相談の姿勢や技法が活用できるのではないと思われる。

次に担任教員への支援である。「自分の力量が不十分だから」と考えている教員へは、不登校についての理論研修や事例検討会などで理論と実践力を高めることも大切である。不登校支援のための時間が十分にとれないという現状には、教員が一人でかかえ込み悩むことなく、個々の児童の実態に合わせて、適切なチーム支援が行われることが大切である。

次に、不登校の特性や成果のあった不登校への取組み実践例から学ぶことも重要である。不登校は継続・長期化しやすい傾向にあることから、現在不登校になっている児童へは粘り強い取組みが必要となる。また、全児童生徒や不登校傾向の児童生徒へは一次的アプローチや二次的アプローチの充実と早期発見早期対応が効果的である。このことから、不登校の状況に応じた適切な支援ができるように、研修を行っていきたい。このように不登校支援と生徒指導・教育相談は密接にかかわっている。生徒指導の特性からも教育相談の特性からも適切に取組み、不登校支援をしていくことで大きな成果が期待できると考えられる。

提言（具体的な取組み）

1 校内体制について

本研究から、校内体制について次の3点を充実させたい。

- (1) 校務分掌へ教育相談を位置づける
- (2) 教育相談担当者の仕事を明確にする
 - ①年度当初に目標や方針の決定と確認
 - ②年間計画の作成
 - ③教育相談業務の推進
- (3) 教育相談の校内研修を充実させる
 - ①理論研修
 - ②技能研修
 - ③マネジメント研修

以上の3点の必要性について裏付ける資料として、平成19年7月に文部科学省が教育相談に関する調査研究協力者会議で「児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくりー（報告）」がある。この中で教育相談に関する校内体制の充実について、「教育相談は、学校における基盤的な機能であり、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが必要であるとともに、教育相談に対する教員一人一人の意識を高めることが必要である。」と述べられている。

2 教育相談室の整備・活用

(1) 2つの相談室を作る

教育相談室に求められている利用法を活動内容から以下の3つに分けることができた。

- ①教育相談活動をする部屋
- ②児童への個別支援活動をする部屋
- ③その他の目的で使う部屋

①②③のすべてを一つの「教育相談室」で行うことは難しいことである。③「その他」については、教室や空き教室、既存の会議室や特別教室の利用も考えられるので、①を「相談室」、②を「学習支援室」として2つを別々に配置することが望ましいと考えられる。

(2) 環境整備する上で配慮すべき点

和井田（2005）は相談室の位置と大きさについて以下のようにまとめている。

<相談室の位置>

- ①保健室連動型、②生徒通りの多い場所型、③教師通りの多い場所型、④人目につきにくい場所型

<相談室の大きさ>

- ①小さな部屋、②教室の半分のサイズ、③教室のサイズ

教育相談活動を行う「相談室」の場所は、静かに落ち着いて話ができ、プライバシーが守れる場所という観点から、③教師通りの多い場所、または④人目につきにくい場所がよいと考えられる。また、部屋の大きさは、①小さな部屋、②教室の半分のサイズがよいと思われる。

児童への個別支援活動をする「学習支援室」の場所は、児童が利用しやすいという観点から、①保健室連動、②児童生徒の通りの多い場所が考えられる。しかし、支援を受けやすい落ち着いた環境という観点から、上記の中でも人通りが少なく静かな場所がよいと考えられる。また、別室登校児童の利用が考えられる場合、その児童がストレスを感じないような配慮が必要である。部屋の大

きさは、②教室の半分のサイズ、③教室のサイズがよいと考えられる。なぜなら、複数の利用や活動内容別に整備するために、内部を目的別にいくつかの部屋に区切ることが可能な大きさだからである。

3 教育相談を生かした不登校三段階のアプローチ

(1) 一次的アプローチ（全児童生徒を対象）

コミュニケーションの質と量を充実させることを目的として、教育相談の視点から次の4点を教育活動の中に取り入れていきたい。

- ①児童へ教育相談的対応を日常的に実施する
- ②授業で教育相談を行う
- ③児童理解に心理検査を活用する
- ④望ましい自己表現や対人関係、集団作りを促進させるエクササイズを活用する

(2) 二次的アプローチ（不登校傾向の児童を対象）

不登校傾向の児童に適切な早期対応で未然防止を目的として、欠席の理由を問わず3日目で必ず家庭訪問をすることを基本として、その他に次の3点の対応が考えられる。

- ①不登校傾向児童が活躍できる授業づくりをする
- ②学習支援をする
- ③「相談室」「学習支援室」の活用

(3) 三次的アプローチ（不登校児童を対象）

欠席5日以上の子供、別室登校児童、不登校児童に対して再登校を支援するためにチーム支援を行う取組みである。その際、次の2点を取り入れて進めていきたい。

- ①SC等の専門家による個別対応
- ②チーム会議にSC等の専門家を入れる

4 保護者への三段階のアプローチ

不登校への支援において保護者との対応に難しさを感じている実態があった。そこで、不登校への対応として効果がある三段階のアプローチを保護者にも対応させてみた。保護者にも教育相談の視点を生かした取組みを行うことで、不登校への対応はより効果的になると考えられる。

(1) 一次的アプローチ（全児童の保護者を対象）

- ①保護者へ教育相談的対応を日常的に実施する
- ②個人懇談会・学級懇談会の工夫をする

(2) 二次的アプローチ（不登校傾向児童の保護者を対象）

不登校傾向児童の保護者に適切な早期対応で未然防止を目的とする。

- ①家庭訪問で保護者と話をする
- ②相談室の活用（担当教員やSCと連携）
- ③保護者への啓発活動

(3) 三次的アプローチ（不登校児童の保護者を対象）

①個別対応での教育相談的支援

②不登校児童の保護者のネットワークを広げる。

まとめ

本研究を通して得られた成果として次の4点が挙げられる。

- ①意識調査から教育相談や不登校についての教員の課題が明らかになった。
- ②現在教員が研修したいと思っていることや実態から必要な研修が明らかになった。
- ③教育相談室の使い方を整理すると、2種類に分けて整備すると使いやすいことが分かった。
- ④教育相談の考え方や取組みは、特別なものでなく、その他の教育活動ともかかわりが深いことが分かった。

また、今後の課題として次の4点が挙げられる。

①教育相談に関する用語の整理

本研究を進めるなかで、文献における教育相談に関する用語「学校教育相談」、「教育相談」、「教育相談活動」、「教育相談的な活動」、「学校カウンセリング」などの不統一が分かった。今後は研修を進めていく上で、整理をしていく必要がある。

②相談室・学習支援室の積極的な運営

個への対応を考えたとき、相談室・学習支援室にいつでも対応できる人的配置があれば、その活用法は大きく広がる。不登校支援や特別支援教育ともかかわるので人的確保は大きな課題である。しかし、常勤での人的配置は現実的に難しいため、現状の中で、無理なくできる工夫を考えていきたい。

③不登校への対応について、不登校三段階のアプローチ以外の実践も考えていく必要がある。

④提言にとどまっているため、これらを実際に実践して成果を検証していくことが必要である。

今、子ども達を取り巻いている、いじめや不登校、発達障害などの諸問題に対しては、学校での適切な対応が求められており、これまでも増して教育相談が大きな役割を期待されている。しかし、教員への意識調査から、教育相談の知識や理論、技法といったものが広まっていないことに危機意識を持った。今後は、学校の教育現場で教育相談についての意識や一人一人の教員の力量を高め、校内体制の整備やSCとの連携によりチームとして対応力も高めていけるように努力していきたい。

引用文献

文部科学省(2009年)：『生徒指導資料第1集（改訂版）生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』ぎょうせい p.28

文部科学省（2007年）：『児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—（報告）』教育相談に関する調査研究協力者会議 p.3

和井田節子（2005）：『教育相談係どう動きどう楽しむか』ほんの森出版 p.74-78